

消費生活基本計画の実施状況（評価）について

基本計画の調査・検証・評価・改善の流れ

【事業担当課所による実績報告・自己評価】

- ◎各事業担当課所に対し、基本計画に定めた個別の具体的施策の内容について、実績報告・自己評価を依頼。各課所は担当事業について調査票により作成し報告。
（内部評価：①個別調査）



【審議会への報告】

- ◎消費生活総合センターが調査票を取りまとめ、本市における消費者行政に関する施策の実施状況を全庁的に把握する。（内部評価：②2次評価）
それを取りまとめ、審議会に報告する。必要に応じて、各担当課所は審議会にて資料の提出やヒアリングを実施する。



【審議会の評価】

- ◎審議会にて基本計画における施策の進捗状況について指摘・意見をいただく。



【消費者行政庁内連絡会議】

- ◎審議会からの指摘・意見を各担当課所に伝え、次年度以降の施策実施に反映させる。

（1）内部評価方法

- ①個別評価…基本計画に掲載されている具体的施策の担当課所が年度の取り組み状況をまとめ自己評価を行なう。（1次評価）
- ②2次評価…消費生活総合センターが、事業担当課所の評価結果をとりまとめ、計画の基本的方向の第1項目ごとに評価を行なう。また、併せて重点項目の評価を行なう。

（2）評価基準

評価項目	評価基準	
①個別(1次)評価 (具体的施策の評価) 【全117事業】	達成度	「A：達成された」 「B：ほぼ達成された」 「C：あまり達成されていない」 「D：達成されていない」 「E：実施していない」
②2次評価 (基本的方向の評価) 【全11項目】	評価	「☆☆☆☆：特に優れて取り組まれている」 ・・・該当項目の施策数に対する達成度Aの割合が80%以上 「☆☆☆：順調に取り組まれている」 ・・・該当項目の施策数に対する達成度AとBを合計した割合が80%以上（☆☆☆☆を除く） 「☆☆：おおむね取り組まれている」 ・・・該当項目の施策数に対する達成度AとBを合計した割合が50%以上80%未満 「☆：さらなる取り組みを必要とする」 ・・・該当項目の施策数に対する達成度AとBを合計した割合が50%未満（0%を除く） 「★：早急に取り組む必要がある」 ・・・該当項目の施策数に対する達成度AとBを合計した割合が0%